

## 戸籍法改正案に対するパブリックコメントに対し

## 山本法務委員長から頂いた返答に対する公開質問状

私は、2008年4月に、行橋市会議員選挙にて最年少市議候補として出馬した小坪慎也と申します。山本先生におかれましては、地域の国会議員としてのご活躍、及び先人としての学ぶべき手本として、深く注視させて頂いております。

今後も政治の道を歩むにあたり、先生のご活躍・ご多幸をお祈りする立場であります。さて、本日は先生に是非お耳にいたい危機的な誹謗に近い情報を入手したため報告させて頂きます。

いわんや、先生をして「売国奴や偽保守、裏取引をしているのではないか？」などと、疑うような、あたかもそう言わんとせしめるネット上の風評であります。いまはまだ声が小さきものの、このような情報は速めに耳に入れておきたいというもの。

行橋の、先生の地盤の一市民として。

また政治を志す若手として、

先生を一つの手本とし尊敬する若手政治家として。

先生を思うゆえ、善意からこのようなパブリックコメントを記述させて頂いております。

先日15日、山本先生に宛てた戸籍法に対するパブリックコメントに対し、書面（FAX）にて回答を頂いたため、それに対しさらに質問と要望を提出するものであります。

行橋市会議員選挙 最年少候補（落選）

若者代表 20代 小坪慎也

2008/11/17（16日に30歳になりました）

山本幸三衆議院法務委員長

衆議院議員

山本幸三先生より返信を頂きました。

福岡 11 区の有権者、有力者の本法案、民意によるものと考え

また公務の合間、わざわざ正式に FAX ではありますが書面にて回答を頂いたこと

山本先生には多大な感謝をいたします。

以下、

山本先生からの正式文書を紹介させていただきます。

正式文書と私が判断するのは、差出人名が

**山本幸三衆議院法務委員長**

**衆議院議員**

**山本幸三**

という公人としての役職名となっております。

私自身も、落選しているため通常は私人であります。

しかし、市会議員候補（元）という半公人の立場でパブリックコメントとして提出しており、議員事務所という公的な場所を訪れています。

頂いた FAX

小坪慎也様

色々ご心配頂き、誠にありがとうございます。貴重なご意見と傾聴致しました。

以下、若干の経緯を御報告致しますが、タイミング的にここまで事態が進みますと、私一人の力ではいかんともし難い面がございます。

- (1) 当初法務省から、この法案の説明を受けたとき、私も「罰則が軽すぎるのではないか。もっと重くできないか。」と指摘致しました。法務省は、「その点を含め、法務部会、政調、総務会で議論して頂きます。」とのことでした。その後、確か 10 月末頃に法務部会、政調、総務会が開かれ、私の疑問は大勢とならず、原案通り決まったのです。なお閣議決定、国会提出は 11 月 4 日ですから、総理が海外出張中ということはありません。ご承知のように自民党の党内手続きは、部会、政調、総務会を通れば正式決定で、それ以後はこれを変えることはできません。
- (2) 従って自民党所属の国会議員が「自分は聞いていない。知らなかった。」などというのは通りません。これらの会合の予定は全て広報に出ているのですから、疑問や反対の意見がある場合には、これらの会合に出席して主張しなければいけないのです。総務会まで上がったら覆すことは出来ないということを知った上で、「自分は聞いていなかったから」と言い訳するのは極めて無責任な態度だと思います。
- (3) 委員長の職務は中立の立場から採決に向けてのスケジュールの調整を図っていくのが主で、各党の党内手続きを経た法案の内容に具体的に踏み込むことはできません。スケジュール調整も与野党の意見の相違がある場合は正に委員長の出番で、委員長が裁定を下すことが出来ますが、採決などのスケジュールについては与野党の理事間で既に合意が成立している場合は、委員長は尊重せざるを得ません。
- (4) 11 月 18 日（火）の委員会の前の理事会でどういう議論になるか次第ですが、今のところ与野党合意のスケジュールで行きそうです。こうなると、もはや衆議院の段階で法案を修正するのは難しい状況となります。その後の可能性を追求するとすれば、参議院で衆議院と違う議決をしてもらうことです。そうなると両院協議会ということになりますから、その際は委員長としての権限を活かして御主旨を反映するよう最大限努力して参りたいと思います。

以上

衆議院法務委員長

衆議院議員

山本幸三

では、先生から頂いた回答に対し、いくつか疑問・質問がございますので以下について回答をお願いします。

まず、(1)の項についてです。

- (1) 当初法務省から、この法案の説明を受けたとき、私も「罰則が軽すぎるのではないか。もっと重くできないか。」と指摘致しました。法務省は、「その点を含め、法務部会、政調、総務会で議論して頂きます。」とのことでした。その後、確か10月末頃に法務部会、政調、総務会が開かれ、私の疑問は大勢とならず、原案通り決まったのです。なお閣議決定、国会提出は11月4日ですから、総理が海外出張中ということはありません。ご承知のように自民党の党内手続きは、部会、政調、総務会を通れば正式決定で、それ以後はこれを変えることはできません。

先生も同様の疑問を持って頂いていることに対し、一人の在野保守勢力として強い安心を覚えました。その際、**法務省から「議論して頂きます」という回答を、法務委員長である山本先生に対してされている、**ということですね？

さすが山本先生です、大蔵省出身であること、経済・金融に明るいことより、下記の状況を周知しての行動だと推察します。それは現在、近隣諸国がデフォルト寸前であり大量の難民が発生、問題が発生する可能性についてです。

私はなんでも排除せよ、という論旨ではなく、ゆえに移民法など立法にて国籍の条件を議論する必要がある、と考えています。それらの議論が活発になされていくことを望みます。そして、それは本法務委員会のような、古今例を見ないようなスピード採決ではおかしくしっかりと議論されつくした立法を、先生が委員長の任につく「衆議院法務委員会」に求めます。

デフォルト（近隣諸国の破綻）については大蔵省出身の先生とは共通の見解と認識しております。難民問題に対しては、不正入国・同時に破壊活動・エイズなどの疫学検査を厳正に行うこと、過去の犯罪歴、渡航歴を判定すべきだと思います。

なんの公的な書類、権限も与えず、(複数回とは言え僅か3段階の)問答のみで明らかに不足しております。

地方自治体の、それにはわが町行橋も含まれますが、全国の自治体が大変なことになると考えます。未来のことゆえ推論にはなりますが、その酷さの最悪条件については先日提出した私のパブリックコメントをご参照ください。

(2) 従って自民党所属の国会議員が「自分は聞いていない。知らなかった。」などというのは通りません。これらの会合の予定は全て広報に出ているのですから、疑問や反対の意見がある場合には、これらの会合に出席して主張しなければいけないのです。総務会まで上がったら覆すことは出来ないということを知った上で、「自分は聞いていなかったから」と言い訳するのは極めて無責任な態度だと思います。

まさにその通りだと思います。

「聞いてない」などという議員の無責任ぶり。先生の憤りももつともであります。

さて「公報」と書かれておりますが、これは広報の誤りでしょうか？党内手続きゆえ、公けの報は存在しないと認識しています。私の誤りかもしれません。よければご教授ください。本法改正において、**法案の改正内容や議論の内容は、どのような手段において公けに報じておられたのでしょうか？**良ければご教授ください。

(1) において先生が疑問の意見を発したとされる「法務部会、政調、総務会のメンバー」においてのみ、予定が通知される仕組みだと理解しております。であれば、そのメンバーでない人間には予定は通知されないのではないのでしょうか？当方素人ゆえ、誤りやも知れません。後学のため、ご教授ください。

以上であれば、自民議員の多くが「知らない」と言われるのも頷けると思うのです。しかしながら国民の代表としてその場に立たれる先生方におかれましては、このような重大な法案を知らなかったと言うのは、山本先生が仰るように「無責任」の一言に尽きます。

ただし日本独自のシステムとして、選挙を経ねば国政に携われぬ以上、国民・地域を思えばこそ、選挙に力をいれるのも致し方ないと思います。その上で、選挙戦の最中、「公報」でないのなら「知らない」という無責任ぶりを、実務・実情に鑑みれば、私は安易に責めることもできないという立場であります。

また、これをして、無責任と論じるのであれば、法務委員長であり、委員会において出席していたと思われる（(1)の発言から）山本法務委員長におかれましては、反対の意見を述べるぐらいですので、周囲への衆知徹底、法案の問題点の横展開を図っていなければ、やはりそれもまた無責任であると考えたのですが、それは言いすぎでしょうか？

具体的には

福岡 11 区にて同一選挙区である「たけだ良太 衆院議員（自民 政務官）」や「西川京子 衆院議員（自民 真保守）」や「じみ庄三郎」先生、もちろん隣接選挙区である日本国総理麻生たろう首相にも、横展開は図られておるのですよね？

もしも、それで「知らない」などと言っているのであれば、他の議員は嘘つきです。  
ぜひ、有権者として非難せねばなりません。  
報じられており、かつ行動が見えないのであれば。  
上記の各議員は無能で一切仕事をせぬ、ただの選挙屋でございます。  
一緒に非難しましょう、有権者としてお手伝いさせていただきます。

以下、敬称略

福岡 11 区（つまりは行橋です）

山本先生と武田先生です。

同じ行橋を選挙区とし、同じ自民党にて、京築地区をよりよくするため一緒に仕事されている先生ですよね？選挙では、なかば敵視することもあるのですが、ともに地域のため手を取り合い、協働しておる仲だと思っております。

小倉にも自民党の西川京子先生がおられますよね？

本法改正に大反対をかけ、緊急で国会議員間で FAX を流しておられるグループに属されておる、山本先生と同じ自民党の西川先生です。同じくじみ先生もおられます。国民新党は、本法改正に反対に動いておられるようですが、じみ先生は国民新党の副代表です。

福岡 10 区（つまりは小倉の先生です）

福岡 10 区

衆議院議員 西川京子

真・保守政策研究会

じみ庄三郎

参議院議員比例区（全国区）

国民新党 副代表

政審会長

参議院幹事長

両先生とも、私の市議員選挙の応援にたってくれました。  
もちろん山本先生もです。その節はありがとうございました。

時に、

山本先生は、上記の議員に「問題意識」を横展開し、情報を伝達していると考えてよろしいのでしょうか？行橋出身で、この町行橋を含む福岡 11 区から法務委員長の要職を輩出したことは市民の誇りであります。

京築地区の、あるべきリーダーとして、そのような行動をとって頂いたと考えております。でなければ、他の議員をして、無責任などとは言えないと思うのです、私個人の常識に照らし合わせれば、ですが。

**このような情報を知っており、かつ何の行動も示さず、自身の選挙にしか興味を示さぬ者は、ただの選挙屋と断罪されても仕方ありません。一緒に断罪していくことを誓います、一人の有権者として。**

われわれ、地域住民、有権者としてはそのような国会議員は必要ないと考えます。

これは、「私は」という立場です。議員ですらない私が、全てを代表してかのようなものいはよろしくありません。そのため同様に「パブリックなコメント」を用いて、有権者・地域住民・それぞれに問題を伝え、必要・不必要という判断は任せるべきでしょう。

政治の問題を横展開、情報開示、事実や私論を横展開するという政治活動は、私にも許されており、またそのような社会活動は血縁である沖勝次の背中より学びました（私は保守勢力ですが）

市議選で落選したとは言え、

きれいな、キラキラした民意 1000 近くを私は頂いております。

これらの票を、殺したのは、私の不勉強ゆえです。

だから責任を取りましょう。

この票を死に票と言わせる気はございません。

ゆえに、このような社会活動を通して、地域に、民意に反映していくのは私の責務考えます。

**なので、絶対、やめません。**

時に、私は上記議員を含む複数に、パブリックにコメントを寄せております。会えた議員も複数おりますが、全員に会えたわけではございませんし、それぞれの意思を確認したわけではありません。ゆえに、この場では「知ってた」「知らなかった」などについては触れません。

- (3) 委員長の職務は中立の立場から採決に向けてのスケジュールの調整を図っていくのが主で、各党の党内手続きを経た法案の内容に具体的に踏み込むことはできません。スケジュール調整も与野党の意見の相違がある場合は正に委員長の出番で、委員長が裁定を下すことが出来ますが、採決などのスケジュールについては与野党の理事間で既に合意が成立している場合は、委員長は尊重せざるを得ません。

なるほど、かなり厳しい状況だということが推察されます。

「委員長の職務は中立の立場から採決に向けてのスケジュールの調整を図っていくのが主」であるということは、じつは重々承知しております。しかし先生は、それを踏み越え、さらに重要な役職・要職であることを認識し、それを公言してらっしゃる。

非常に強い政治への力を感じさせ、男気に溢れる素晴らしさを感じました。

先生が自身の HP で法務委員長の職務をどのように認識しているか、を併せて紹介させていただきます。

国会は、主権者である国民の代表で構成されており、国権の最高機関とされています。しかし、**全ての法案を細かく審議するのは不可能なので、具体的な審議は所管の各委員会で行われます。委員会で詳しい審査や必要に応じた調査、修正をし、決議してその結果を衆院・参院本会議に戻します。本会議では各委員長の報告の可否を採決するのです。従って、委員長は国会の議決、すなわち国政そのものを左右する重要なポストであり、衆議院本会議において法務委員会を代表して審議結果を報告します(本会議が全国TV中継される場合は、皆様もご覧いただけだと思います。)**。

**委員会・委員長と政治の世界で呼ばれる役職は他にも、自民党内にもありますが、これは政党内での施政方針を決めるもので、この度、山本幸三が就任いたしました法務委員長という役職はこれらとは一線を画するものです。**

(<http://www.yamamotokoza.com/justicechairman.htm>)

党内手続きを経た、と仰ることについては、私が提示した(2)の「公報か広報か」の認識を待つしかないと思います。党内手続きを経て、自民党が賛成という形になっておりますが、先生自身も疑問があると明言されましたし(先生は自民党ですよね?)自民党の総意ではないと思います。

山本先生におかれましては、京築地区の発展を祈る立場ゆえ、隣接選挙区の先生間と密接な関係にあられると思います。

前述のように初期から問題意識を持っていた以上、それら他議員への法務委員長からの横展開を受けていると私は考えますが、いまさら「知らなかった」などと口にする「無責任な国会議員」ですら、西川先生を初めとして反対 FAX を議員間で取り回しております。

法務委員長を役職を、上記のように認識しておられる山本先生におかれましてはさらに強力な政治信念を感じさせますし、なによりも委員長としての職務上の権力がございます。

1)

スケジュール調整も与野党の意見の相違がある場合は正に委員長の出番で、14日に、32人の有志議員が先生の元へ、陳情に訪れましたよね。これは意見の相違だと認識します。14日段階で32人です。スケジュール調整をして頂けると、信じます。

2)

委員長が裁定を下すことが出来ますが、採決などのスケジュールについては与野党の理事間で既に合意が成立している場合は、委員長は尊重せざるを得ません。

委員長は理事に働きかけ、かつ理事会に出席することも可能だったと思うし、召集することもできたのではないのでしょうか？職権については認識が甘いため、誤りもあるかも知れません。先生は中立の立場として議長のようにスムーズに済ませるという通常業務もさることながら、32人も国会議員の陳情を受けた際は、少なくとも委員長の権限において理事会の招集など、行われますよね？

(4) 11月18日(火)の委員会の前の理事会でどういう議論になるか次第ですが、今のところ与野党合意のスケジュールで行きそうです。こうなると、もはや衆議院の段階で法案を修正するのは難しい状況となります。その後の可能性を追求するとすれば、参議院で衆議院と違う議決をしてもらうことです。そうなると両院協議会ということになりますから、その際は委員長としての権限を活かして御主旨を反映するよう最大限努力して参りたいと思います。

すでに再三、申しておりますが、私は保守勢力として「法務委員長の」山本先生にお願いしているのです。先生は、衆議院の法務委員長ですから、参議院の話はしておりません。衆議院の法務委員長として、どのように行動されるかを期待しております。

なぜなら法務委員長という要職を、わが町行橋から輩出したという誉れを我々は頂いております。その選挙区における福岡11区の有権者として、法務委員長に直訴していくのは当然・至極のことでございます。

また、ここで「行橋の法務委員長はさすが」となれば、わが町においても栄冠でございます。しかし、仮にこれを法務委員長が通してしまえば「全国の市町村団体」および「全国の国民」に対して、福岡11区は、行橋市は恥辱を与えられます。行橋というブランドに、全国的な泥を塗ることなど許されぬし、それは我々11区の有権者の責務と考えます。

ネット上では

もとは、公明党の法務委員長から発された議案であり

自民党は、公明党の組織票がなければ小選挙区制にて半数の議席を失うゆえ

議席以上に公明党の意見を尊重しており

そのため、比例区のリストと法務委員長のポストを、「可決」を持って「買った」のではないかと、「つまり我々、若者は、山本法務委員長に売られた」などという非常に不名誉な意見まで散見されました。

陰謀論に近いですが、このような不名誉は、行橋市民としては必要ございません。

福岡11区において、先生の長きに渡る活動を見てきたゆえ

「そのようなことはない」としか私は言えません。

先生を、衆議院の法務委員長として

信じております。

FAX から手打ちで起こしたため、改行など一部こととなります。  
誤字などないよう、確認のため頂いた FAX を転載いたします。

小坪慎也様

色々ご心配頂き、誠にありがとうございます。貴重なご意見と傾聴致しました。  
以下、若干の経緯を御報告致しますが、タイミング的にここまで事態が進みますと、私一人の力ではいかんともし難い面がございます。

- (1) 当初法務省から、この法案の説明を受けたとき、私も「罰則が軽すぎるのではない  
か。もっと重く出来ないのか。」と指摘致しました。法務省は、「その点を含め、法  
務部会、政調、総務会で議論して頂きます。」とのことでした。その後、確か10月  
末頃に法務部会、政調、総務会が開かれ、私の疑問は大勢とならず、原案通り決っ  
たのです。なお閣議決定、国会提出は11月4日ですから、総理が海外出張中という  
ことはありません。ご承知のように、自民党の党内手続きは、部会、政調、総務会  
を通れば正式決定で、それ以後はこれを変えることは出来ません。
- (2) 従って自民党所属の国会議員が「自分は聞いていない。知らなかった。」などという  
のは通りません。これらの会合の予定は全て公報に出ているのですから、疑問や反  
対の意見がある場合には、これらの会合に出席して主張しなければいけないのです。  
総務会まで上がったら覆すことは出来ないということを知った上で、「自分は聞いて  
いなかったから」と言い訳するのは極めて無責任な態度だと思います。
- (3) 委員長の職務は中立の立場から採決に向けてのスケジュールの調整を図っていくの  
が主で、各党の党内手続きを経た法案の内容に具体的に踏み込むことは出来ません。  
スケジュール調整も与野党の意見の相違がある場合は正に委員長の出番で、委員長  
が裁定を下すことが出来ますが、採決等のスケジュールについて与野党の理事間で  
既に合意が成立している場合は、委員長はこれを尊重せざるを得ません。
- (4) 11月18日(火)の委員会の前の理事会でどういう議論になるか次第ですが、今の  
ところ与野党合意のスケジュールで行きそうです。こうなると、もはや衆議院の段  
階で法案を修正するのは難しい状況となります。その後の可能性を追求するとすれ  
ば、参議院で衆議院と違う議決をしてもらおうことです。そうなると両院協議会とい  
うことになりますから、その際は委員長としての権限を活かして御趣旨を反映する  
よう最大限努力して参りたいと思います。

以上

衆議院法務委員長  
衆議院議員

山本幸三

## 公開質問状

### 質問 1

広報か公報か。

公報と言われている以上、全自民党議員に対して報じられたという理解でいいのか？

また公という以上、他党の国会議員に対しても報じられているのか？

法案の改正内容や議論の内容は、どのような手段において公けに報じておられたのでしょうか？

### 質問 2

14 日段階で、32 人もの国会議員が陳情に訪れているが、衆院は 400 人強であり衆院の 10% の議員が即日でかけた陳情は「意見の相違」と認識して頂けると思っていますが、意見をお聞かせください。

これは委員長としてスケジュール調整を行うに足る内容だと思います。

スケジュールを調整し、たった一度、しかも明日は三時間のみの審議で山本先生が長をつとめる法務委員会で通過させるのはおかしいように思います。

再度の話し合いの場を設けるよう、委員長として法務委員会を動かして頂けますか？

### 質問 3

法務委員長は、理事を招集することはできますか？

また委員長の権限において審議を、複数回に延期することは可能ですか？

### 質問 4

法務委員長として、また初期より疑問を感じていた山本先生が

隣接選挙区を含む各議員に連絡を回したり相談している議員がいたらお聞かせください。

地域議員への周知は、法務委員長の責務として妥当かどうかもお聞かせください。

- (○・×) 麻生太郎 (自民・首相・飯塚)
- (○・×) たけだ良太 (自民・京築・政務官)
- (○・×) 西川京子 (自民・真保守・小倉)
- (○・×) じみ庄三郎 (国民新党副代表・小倉)
- その他 ( )

(敬称略)

小坪慎也 (2008/11/17)

## 提出後、経過報告＞

17日、山本事務所を訪れ

山本議員事務所にて、事務所長と公式に会合をもつ。

- ・本内容を、確実に本日中（17日）にFAXすること。
- ・本日中に、山本幸三代議士に「FAXを即見るように」と電話すること。

以上を、衆議院法務委員長 衆議院議員 山本幸三 議員事務所

最高責任者 事務所長の名において確約してもらった。

ただし、「本日中には見れず（九州との往復行程のため）明日の朝には見てもらえるように」

という強い言葉を最高責任者と本人が名乗った上で、確約した。

## 話した内容>

公開質問状は、かなり意地悪に書いてある。

でもね、仕方がない、、、私にも福岡 11 区の有権者として、問題提起を行うという立場がある。

私は、山本先生も好きなんだ、長いこと見てきてる、と。

大蔵官僚時代も知ってるし、うちのじいちゃんとも仲良かった。

親父の高校の一個上だったことも。。。

じつは事務所の応援に駆けつけたころもあったことも。。。

近所のおいちゃんで、えらい人で、かっこいいね、というイメージを漠然と持ってました。

同じ地域でケンカする、ってか、やりあうのがどれだけめんどくさいか、よくわかってます。

でもね、福岡 11 区として、この選挙区を、行橋の名を。

ブランドをね、地域住民として落とすたくはないんだよ。

だったら動くしかないだろう？

私にだって、見過ごせぬという立場がある。

山本先生が嫌いなわけじゃない、でも、やらねばならん。

文章の本文内は、それはいれない。

その気持ち、わかって欲しい。

そう、話しました。

そしたら事務所長が、「最高責任者として」

「私が確実に約束する」と言ってくれました。

少し弱気な感じの FAX だったため、こんな書き方をせねばなりません。

でも、みんなの知ってる山本幸三先生なんだ。

このような FAX を出してもらうのだって、相当の無理をしてもらったと思います。

すいません、地域のみなさん、助けてやってください。

声を、意見を届けるだけで全然ちがいます。

お願いします。